

令和 7 年 6 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 3 号	長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に 関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 1
第 4 号	長門市水道給水条例等の一部を改正する条例	・ ・ ・ 2
第 5 号	財産の取得について（GIGA スクール用端末）	・ ・ ・ 3
第 6 号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	・ ・ ・ 6
第 7 号	訴訟上の和解及び権利の放棄について	・ ・ ・ 8
第 8 号	市の区域内の字の区域の変更について	・ ・ ・ 9
第 9 号	専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定める ことについて）	・ ・ ・ 13
第 10 号	長門市監査委員の選任について	・ ・ ・ 14

長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）が、令和 7 年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

省令の改正に伴い、条例第 3 条に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づく施設の設置期限を令和10年 3 月31日に 3 年延長。

変更前：令和 7 年 3 月31日

変更後：令和10年 3 月31日

3 施行期日

公布の日

長門市水道給水条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国土交通省から、令和 6 年能登半島地震では、一般家庭だけでなく、給水装置及び排水設備の指定業者の多くが被災し、復旧工事に必要な業者を確保することが困難となり、復旧が遅れる要因となったことから、災害その他非常の場合においては、復旧に対応する業者を確保するため、他の市町村が指定する業者でも工事を可能とするよう通知があったことから所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは他の市町村の指定を受けた業者に市内の給水装置及び排水設備の工事を行わせることができるよう規定を追加する。

3 改正条例（全 4 条例）

長門市水道給水条例、長門市下水道条例、長門市農業集落排水処理施設条例、長門市漁業集落排水処理施設条例

4 施行期日

公布の日

財産の取得について（GIGA スクール用端末）

1 取得財産

GIGA スクール用端末（Chrome OS） 1,685 台
（小学校分 1,049 台 中学校分 636 台）

2 納入場所

市内小中学校 14 校

3 契約の方法

山口県教育 ICT 推進協議会が GIGA スクール用端末（Chrome OS）の共同調達公募型プロポーザルを実施し、令和 7 年 4 月 11 日、令和 7 年度共同調達 ChromeOS 審査会による審査選考が行われ、同年 4 月 15 日に株式会社大塚商会広島支店を最優秀提案者として決定した。本市においては、同協議会からの通知をもとに内容を総合的に勘案し、金 92,675,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）をもって受注者として決定した。

4 受注者の状況

（1）名称

株式会社大塚商会広島支店

（2）事務所の所在地

広島県広島市中区袋町 4－2 5

（3）代表者

支店長 真子 健

5 納入期限

令和 8 年 1 月 31 日

6 共同調達公募型プロポーザルの実施状況

（1）山口県教育 ICT 推進協議会

県、市町が連携し、全県的な取組として、教育の ICT 化を推進するとともに、国が進める「GIGA スクール構想の実現」に係る事業へ適切に対応するために設置。委員は、山口県教育長及び市町教育長で構成。

（2）共同調達 ChromeOS 審査会

公平性、透明性を高め、中立かつ公正な立場から、当該調達のプロポーザル方式による契約候補者の決定を行うことを目的として設置する GIGA スクール用端末共同調達審査部会が、必要に応じて設ける審査会の一つ。委員は、当該年度に GIGA スクール用端末（ChromeOS）を整備する自治体の教育長（6 市）で構成。

（3）プロポーザル参加者数

4 者

(4) 1 台あたりの単価限度額

55,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(5) 募集・選定経過

事 項	年 月 日
令和 7 年度 GIGA スクール用端末一式の導入 業務 ChromeOS（コンバーチブル型）公募型プロ ポータル公告	令和 7 年 2 月 28 日
公募型プロポータル提案書等提出期限	令和 7 年 3 月 21 日
令和 7 年度共同調達 Chrome OS 審査会プレゼ ンテーション審査	令和 7 年 4 月 11 日
GIGA スクール用端末共同調達審査部会選定結 果通知	令和 7 年 4 月 15 日

仮契約書 添付省略

財産の取得について（消防ポンプ自動車）

1 取得財産

消防ポンプ自動車 1 台

2 納入場所

長門市東深川 1902 番地 1 長門市消防本部

3 入札の状況

令和 7 年 5 月 16 日に指名競争入札方式による入札を執行した結果、金 25,685,000 円（消費税及び地方消費税の額 2,335,000 円を含む。）をもって落札者を決定した。

4 受注者の状況

(1) 名称

株式会社クマヒラセキュリティ山口支店

(2) 事務所の所在地

山口県山口市朝田 10274 番地 4

(3) 代表者

支店長 中村 幸一

5 仮契約の締結日

令和 7 年 5 月 19 日

6 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日

7 その他

(1) 予定価格 25,850,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（入札書比較価格 23,500,000 円）

(2) 入札参加業者及び入札金額

入札参加業者	入札金額（千円）	備 考
(株)クマヒラセキュリティ 山口支店	23,350	落 札 請負金額 25,685,000 円 落札率：99.4%
(有)藤中ポンプ店	23,700	
(株)ハツタ山口	24,600	
三栄商事(株)	辞退	
山口トヨタ自動車(株)	辞退	

仮契約書 添付省略

訴訟上の和解及び権利の放棄について

1 趣旨

市が提訴した市有林の無断伐採に係る損害賠償請求事件に対する裁判所提示の和解案を受け入れることについて、議会の議決を求めるもの。

2 当事者

原告 長門市

被告 7 名（相続人を含む。）

3 事件概要

平成 27 年 8 月頃、被告らは、本市が所有する市有林（長門市三隅上字勝屋谷 11064 番地 35）の一部の立木を許可なく無断で伐採し、売却していたことが令和元年 8 月に判明。令和 4 年 6 月に議会の議決を得た上で、令和 4 年 7 月に損害賠償請求の訴えを山口地方裁判所に提起した。令和 4 年 9 月から口頭弁論及び弁論準備手続き等を経てきた結果、令和 7 年 5 月に裁判所から和解案の提示があった。

4 和解金額

400 万円

※被告 7 名のうち支払義務がある 6 名が金額をそれぞれ市に支払う。

5 権利の放棄

和解の内容に沿い、相手方が期限の利益を失うことなく令和 12 年 6 月末日までに分割金の内 30 万円を支払ったときに、市は権利を放棄するもの。

（1）放棄する権利の金額 25 万円

（2）放棄の理由 裁判所が当該相手方の経済性を鑑みて提示のあった和解案について、訴訟上の和解をするため。

市の区域内の字の区域の変更について

1 趣旨

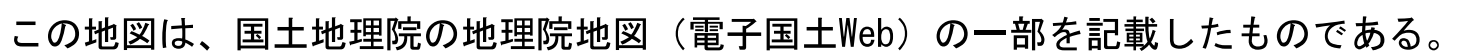
土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業 本郷地区）の実施による換地処分に伴い、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域の変更を行うもの。

2 字の区域の変更となる土地

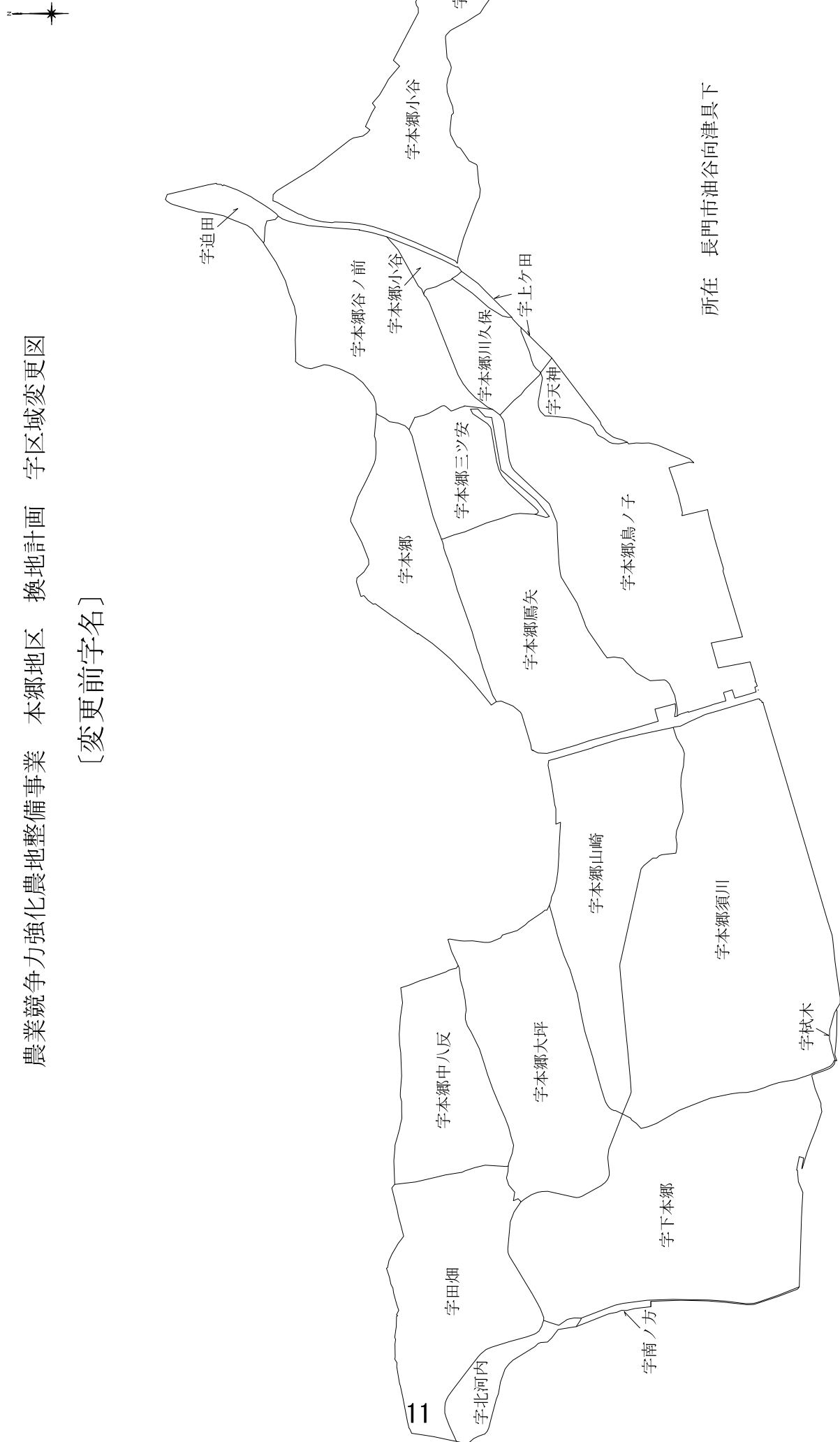
長門市油谷向津具下字北河内 2482 番地 外 107 筆

3 施行期日

土地改良法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日

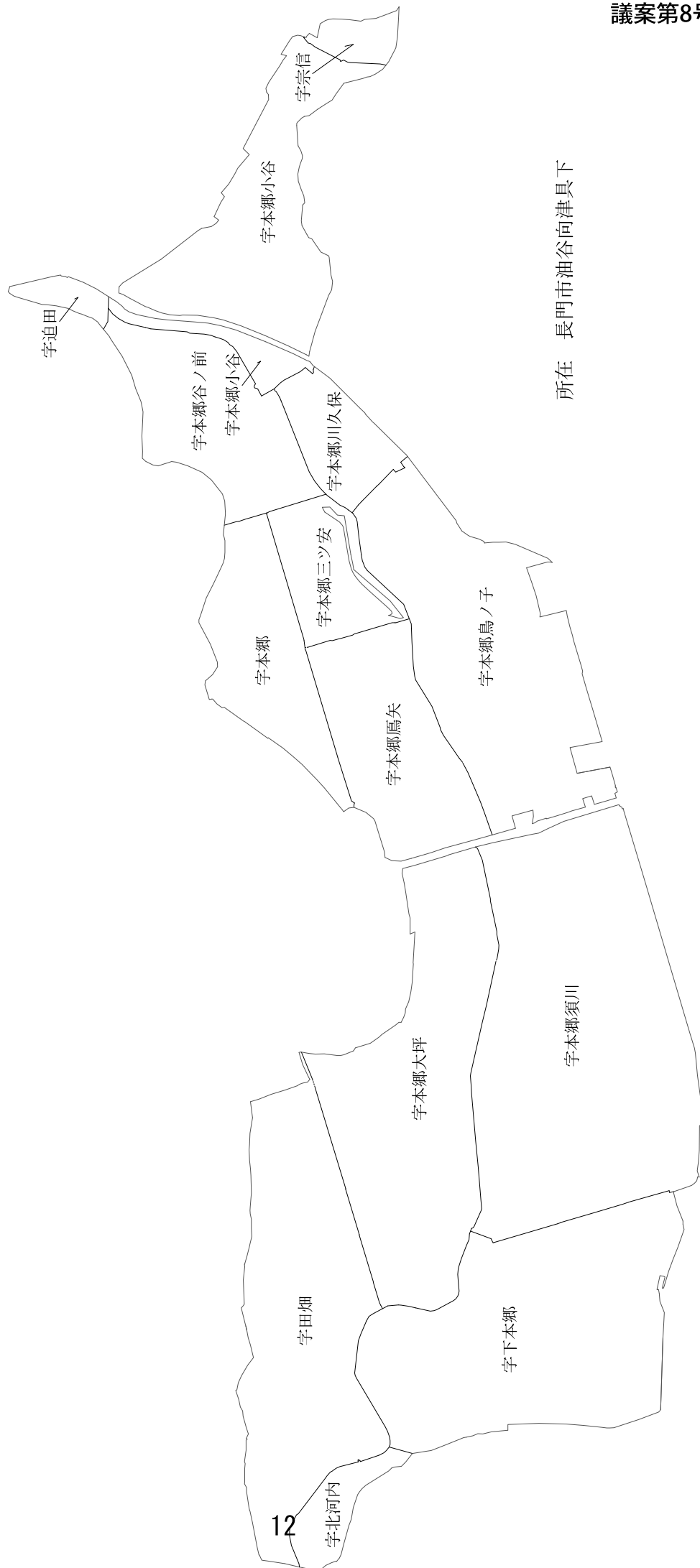


[变更前字名]



農業競争力強化農地整備事業 本郷地区 換地計画 字区域変更図

[変更後字名]



所在 長門市油谷向津具下

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

1 事故の発生日時

令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 1 時頃

2 事故の発生場所

ふれあいプラザはまゆう日置敷地内（長門市日置上 6321 番地 5）

3 損害賠償の相手方

4 事故の概要

ふれあいプラザはまゆう日置敷地内において、ふれあいプラザはまゆう日置の雨樋が、暴風により建物西側に駐車していた相手方の軽四輪自動車の上に落下し、物的損害を与えたもの

5 相手方の損害の程度

ア 人的損害 無

イ 物的損害 車両の右サイドミラーの破損並びにルーフの塗装剥離及びへこみ

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝100：0

7 損害賠償の額

金 299,519 円

（内訳）修理費用 277,519 円、代車費用 22,000 円

長門市監査委員の選任について

1 提案の理由

監査委員の岡村節子氏の任期が本年 6 月 20 日をもって満了となるが、同氏は税理士として、財務管理、経営管理に関し優れた識見を有しておられ、監査委員として適任であることから、引き続き同氏を選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。

2 委員候補者の氏名・住所・略歴等

住 所 [REDACTED]
氏 名 岡村 節子（おかむら せつこ）
生年月日 [REDACTED]
略 歴

[REDACTED]
[REDACTED]

3 委員の任期

令和 7 年 6 月 21 日から令和 11 年 6 月 20 日（4 年間）

